



平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 元旦ビューティ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 船木 亮亮
(JASDAQ・コード 5935) 問合せ先
取締役執行役員管理本部長 武末 誠一
電 話 0466-45-8771

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第47回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に株式併合に係る議案を付議し、併せて本定時株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更および定款の一部変更を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に集約するための取組みを進めています。

東京証券取引所に上場する当社といたしましては、この取組にかかる趣旨に則り、当社の単元株式数を変更いたします。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」および「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後において、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)にするため、当社株式について10株を1株にする併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うことといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 : 普通株式

② 併合の割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	7,716,063株
併合により減少する株式数	6,944,457株
併合後の発行済株式総数	771,606株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」および株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	29,160,000株
変更後の発行可能株式総数(平成29年10月1日付)	2,916,000株

⑤ 株式併合による影響等

本株式併合により、当社の発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、株式1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主数	333名 (100.00%)	7,716,063株 (100.00%)
10株未満(1~9株)	30名 (9.01%)	41株 (0.00%)
10株以上	303名 (90.99%)	7,716,022株 (100.00%)

(割合は、小数点以下第2位を四捨五入)

※上記株主構成を前提として本株式併合を行った場合、現在10株未満の株式のみご所有の株主様30名は、株主たる地位を失うこととなりますが、本株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4)1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に記載の本株式併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部分に変更箇所を示しております)

現行定款	変更後の定款
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,916</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>291万6千株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。
<新設>	附則 第5条及び第7条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が生じるものとし、本附則は効力発生日経過後、これを削除するものとする。

4. 主要日程

平成29年5月22日 取締役会決議
平成29年6月29日(予定) 第47回定時株主総会
平成29年10月1日(予定) 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日(注)
平成29年10月1日(予定) 定款一部変更の効力発生日

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は、平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以上

添付資料 【ご参考】単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。
また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を100株に統一するための取組みを推進しています。当社におきましても、この趣旨を踏まえ、当社の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することとしたものです。
一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するため、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後でご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

効力発生前			効力発生後			
例	所有株式数	議決権数	例	所有株式数	議決権数	端数株式
①	3,000株	3個	①	300株	3個	なし
②	2,500株	2個	②	250株	2個	なし
③	1,234株	1個	③	123株	1個	0.4株
④	567株	なし	④	56株	なし	0.7株
⑤	5株	なし	⑤	0株	なし	0.5株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記の例③～例⑤のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて、平成29年11月下旬から12月上旬頃にお支払いいたします。

効力発生前のご所有株式が10株未満の株主様（例⑤）は、本株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りたいと存じます。なお、本株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 4. 本株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、本株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。

従って、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、本株式併合によって株主様所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

なお、本株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A 5. 本株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、本株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただくこととなりますので、業績変動等他の要因を別にすれば、本株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

ただし、本株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A 6. 本株式併合後も、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 7. 次のとおり予定しております。

平成29年 6月29日 定時株主総会開催日

平成29年 9月15日 株式併合公告日

平成29年 9月26日 現在の単元株式数(1,000株)での売買最終日

平成29年 9月27日 変更後の単元株式数(100株)での売買開始日

平成29年10月1日 単元株式数変更、株式併合及び発行可能株式総数変更の効力発生日

Q 8. 株主自身で何か手続きしなければならないのですか。

A 8. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

【お問合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問合わせください。

東京都千代田区丸の内一丁目4 番1 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0120-782-031 (通話料無料)

受付時間：午前9 時から午後5 時まで (土日、祝日を除く)

以 上